

決議 11.1 (CoP16 で改正) * [仮訳]

委員会の設置

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 10 回締約国会議で改正された委員会の設置に関する決議 9.1（改正）を想起し、

全委員会共通の手続き規則が正式会議の必須要件であることを認識し、

条約締約国会議は

委員会の設置に関して

締約国会議の委員会を指定するためのシステムを作り、委員会設置にあたって従うべき手続きを確立することに合意し、

次のとおりに決議する。

- a) 締約国会議の特別委員会として恒久的な常設委員会を設置し、締約国会議の監督下におかれる。
- b) 動物委員会、植物委員会は締約国会議において合意では締約国会議の監督下におかれ、締約国会議と会議の間は、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- c) 締約国会議は必要に応じ追加委員会を指定できる。
- d) 締約国会議、常設委員会、動物並びに植物委員会は、特定の問題との取り組みに必要な特定の委任事項を持つ作業部会を指定できる。これらの作業部会の継続期間は締約国会議の次回会議までの期間を超えないよう規定され、次回会議時点で必要ならば更新が可能である。締約国会議により設置された作業部会は締約国会議の直属とし、要求があれば常設委員会の監督下に置く。
- e) 常設委員会は永続的な財務および予算小委員会を設置し、その委任事項を指定する。
- f) 常設委員会および動物並びに植物委員会は、与えられた任務を遂行するために、特定の委任事項を持つ小委員会を指定できる。締約国会議の決議または決定を通じて別段に合意しない限り、これらの作業部会の継続期間は締約国会議の次回会議までの期間を超えないよう規定され、次回会議時点で必要であれば更新が可能である。
- g) 常設委員会は独自の手続き規則を採択する。
- h) 動物並びに植物委員会は独自の手続き規則を採択するが、ただし、実施可能な限り、常設委員会

の手続き規則に従うものとする。

- i) 締約国会議で常設委員会の構成員として地域代表が選出される。
- j) 事務局は可能な限りの範囲内で、要請があれば、発展途上国からのメンバー以外、関連委員会の会合への出席、妥当で正当と認められる委員の旅費、および常設委員会、動物委員会、植物委員会の委員長その他の経費を支給できるよう備える。
- k) 締約国会議によって設置された全委員会をこの決議の付記に掲載する。
- l) 事務局は委員会議長の要請に応じ、承認された事務局予算の範囲内で事務サービスを提供する。かつ
- m) 動物委員会および植物委員会の連続した会合が共同会議を含む時、分割された委員会会合の持続期間は 4 日間で、連続していない場合は、各会合の長さは 5 日間である。
- n) 事務局は、動物および植物委員会に欠員が生じた場合、直ちに常設委員会に知らせ、可能な限り早急に欠員が補充されるようにする。

常設委員会における地域代表権に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

- a) 地域委員並びに代理地域委員の選出
 - i) 地域委員並びに代理地域委員の選出にあたり、以下の点を考慮に入れるべきである。
 - A. 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出において輪番を推奨する。
 - B. 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、バランスのとれた形で（地政学的、文化的、生態学的に）代表を選ぶよう努めるべきである。
 - ii) 地域での立候補は、締約国会議の少なくとも 120 日前までに、関係国が政府の経路を通して正式に提出する。これらの立候補は事務局を通じ、その地域の全締約国に通告される。
 - iii) ある地域に割り当てられる人数を超える立候補が提出された場合、締約国会議の会合中に、その地域の締約国による会議で投票を行う。選出には絶対過半数を必要とする（つまり、投

* 第 12 回、第 13 回、第 14 回および第 16 回締約国会議で改正。

票数の半分を超える数)。会議によって正式に認定された代表団のみが投票権を持つ。選出は会合の第 2 週目に行う。

- iv) 委員並びに代理の選出は、彼らの前任者の任期満時に、前述の手續きに従い、1 回の過程での連続した投票によって行う。
- b) 委員並びに代理委員の交替時機
 - i) 地域委員およびその代理の任期は、彼らが選出された定期会合が終了した時点で始まり、その後の 2 回目の定期会合が終了する時点で終わる。
 - ii) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出は 1 回おきの会議で行う。
 - iii) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、継続性を保証するために、すべての委員または代理委員を同じ会合で変更すべきではない。

締約国会議における地域会議に関して

次のとおりに合意する。

- a) 地域会議は公式という性格を備え、議題を持つものとする。取り上げた提案並びに合意に関する議事録を作成する。
- b) 各地域会議の議長は常設委員会の地域委員の代表とする。および
- c) 各地域は次のような特定の作業を行うことになっている。
 - i) 適宜、常設委員会委員および代理委員の選出。これらは締約国である。
 - ii) 動物委員会並びに植物委員会の委員および代理委員の選出。この決議の付記 2 に従い、動物並びに植物委員会の委員および代理委員は個人である。選出される個人は動物または植物全般および特に彼らが代表する地域に関する専門家とする。
 - iii) 複数の委員を持つ地域は、締約国会議の次回会議までに、代表権を行使する方法を決定する。これについては各会合で検討する。
 - iv) かなりの部分、締約国会議の議題によって決定される他の作業。地域代表は会議に先立ち、会議の議題を決める。これには代理代表の助けを借りることもできる。議題では i) および ii) 項で触れた点を取り上げ、かつ締約国会議の本会議または委員会 I 並びに II の会議で論じられる議題の主な項目、特に当該地域に係る項目に関する討議の準備をする。

動物並びに植物委員会における代表に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

- a) 候補者の選出
 - i) 代表候補者を提案する締約国は、指名の際に、その候補者が支持されること、および活動の実施に必要な手段を彼らが獲得することを確約する。地域代表ではないが、動物学または植物学の学名の専門家として出馬する際には、候補者には同様のプロセスが適用される。
 - ii) 提案された候補者の氏名並びに履歴書は、代表が選出される締約国会議の少なくとも 120 日前に、当該地域の締約国に配布する。
 - iii) 理想的には、候補者は科学当局と結びつきを持ち、CITES に関する十分な知識を備え、任務を果たすために十分な制度上の支援を受けるべきである。この情報は履歴書にも盛り込むこと。
 - iv) 代表が個人である限り、締約国を提案された候補者として承認し、後にその締約国が個人を特定するという事は行ってはならない。
- b) 地域委員並びに代理委員の交替時期
 - i) 手續きは上記の常設委員会に関する手續きと同じとする。
 - ii) 代理委員は特定の委員の代理であるため、委員と同時に選出する。
 - iii) ある地域が委員または代理委員を再選出することを希望する場合は、それを阻む理由はない。
 - iv) 期日までに指名を受けられない場合は、後任が選出されるまで、現職者にその意志と能力がある限り、現職者が代表として残る。
- c) 利益相反

「利益相反」1 とは、委員会の委員としての任務遂行における個人の公平性、客観性、独立性を大幅に害する可能性がある現時点の金銭的利益関係を意味する。候補者がそれ自体により雇用されていることは自動的に利益相反を構成しない。

 - i) 委員または代理委員の候補者を立てる締約国は各候補者に対し、氏名および履歴書と共に、代表を選出する締約国会議の 120 日前までに関連地域の締約国に配布すべき利害関係申告書を提出するよう要求する。その申告において、候補者は委員会の委員または代理委員としての任務遂行における個人の公平性、客観性、独立性を大幅に害する可能性がある現時点の金銭的利益関係を開示する。

- ii) 選出後、各委員および代理委員の利害申告書および履歴書は、事務局を通じ、当該委員会の委員長並びに委員、および常設委員会の委員長による閲覧が可能になる。
- iii) 各委員は委員会の各会合の開始時に、委員会のその会合で議題とされるテーマに関する自分の公平性、客観性、独立性に疑いを持たれるような金銭的利害関係を申告する。委員に係る利害関係を申告した場合、問題の議題に関する討論に参加することはできるが、意思決定に加わることはできない。委員が潜在的な利益相反の対象である場合、問題の議題に関する会合または小会合の議長を務めることはできない。
- iv) CITES の枠外の会合またはセミナーに参加するとき、委員および代理委員は、委員会または CITES 組織を代表して参加するのではないこと

を明らかにする。ただし、委員会がその趣旨で特定の指示を出した場合はその限りではない。

地域の連絡および代表に関して

事務局は以下を行うことを決議する。

- a) CITES のウェブサイト、動物および植物委員会の作業に関する近日中の期限を公示する。
- b) 途上国および移行経済国の地域代表および動物並びに植物委員会の学名命名の専門家が、締約国会議に出席し、委員会の作業に全面的に参加できるようにするための資金調達方法を調査する。かつ
- c) 事務局が主催する地域セミナーまたはその他の関連会議に伴い、地域会議を開催するための資金調達に努める。その会議は地域代表が議題を準備し、議長を務めるものとする。

決議 9.1 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) – 「委員会の設置」を廃棄する。

付記 1 締約国会議常設委員会の設置

締約国会議と会議の間の期間、条約の仕事と履行を指導する上で常設委員会が果たす重要な役割を考慮し、南北間で起きる野生生物取引問題の数、そして影響を受ける附属書掲載種の状態を判断する上での常設委員会の重大な影響力を考慮し、

常設委員会での代表の構成に偏りがあると、生産国にとってきわめて重要な案件の決定において不公正な査定が行われる可能性があることを考慮し、

条約において地域が代表されることが、各地域に属する締約国の参加の度合いに明確に反映されることの重要性を考慮し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議常設委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、常設委員会は次のことを行う。

- a) 条約の実施に関し、事務局に総合的な方針および業務に関する指示を与える。
- b) 会議での議事その他の要件の準備に関し、また、事務局が機能を果たす中で事務局に持ち込まれるその他の事柄に関し、事務局に指導並びに助言を与える。
- c) 締約国に代わり、信託基金その他の資金源による事務局予算の編成並びに運用、締約国会議が認可した特定の機能を遂行するために事務局が行う資

金調達の全側面を監督し、かつ、そのような資金調達活動の経費を監督する。

- d) 必要に応じて他の委員会の調整を行い、助言を与え、常設委員会自体もしくは締約国会議が設置した作業部に指示を与え、調整を行う。
- e) 締約国会議と会議の間の期間に必要な暫定的活動を会議に代わって遂行する。
- f) 締約国会議で検討する決議を起草する。
- g) 会議と会議の間に常設委員会が遂行した活動について締約国会議に報告する。
- h) 手続き規則が採択されるまで、締約国会議で事務局の役割を果たす。
- i) 締約国会議から委任されるその他の機能を果たす。

以下のとおりに決定する。

a) 常設委員会の構成に関する次の原則

- i) 常設委員会の委員は次のとおりに構成される。
 - A. アフリカ、アジア、中南米カリブ諸国、ヨーロッパ、北米、オセアニアから成る主要 6 地域の各々から次の基準に基づき選出される
 - 1 カ国以上の締約国。
 - 1. 締約国数が 15 カ国までの地域から 1 代表
 - 2. 締約国数が 16 カ国から 30 カ国までの地域から 2 代表
 - 3. 締約国数が 31 カ国から 45 カ国までの地域から 3 代表

4. 締約国数が 45 カ国より多い地域から 4 代表
- B. 寄託国
- C. 前回会議開催国および次回会議開催国
- i) 段落 A に記載された地域ごとに代理委員として選出された各締約国 1 カ国は、それが代理する国の代表が欠席した場合にのみ地域委員として会合に代表を出席させる。
- iii) 常設委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。地域委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- b) 常設委員会は次の手続きに従う。
- i) 全委員が委員会の仕事に参加できるが、投票権を持つのは地域委員または代理地域委員のみである。ただし、票が同数の場合は寄託国が決定票を入れる権利を持つ。
- ii) 議長、副議長、その他必要な役員は地域委員により、地域委員の中から選出される。
- iii) 締約国会議定期会議の間に、臨時会議が開催される場合、その会議の開催国はその会議の開催準備に関連する事柄について常設委員会の仕事に参加する。
- iv) 技術委員会の委員長は定期的に常設委員会の会合に招かれる。
- v) 常設委員会の委員ではない締約国は、参加権を持つが投票権は持たないオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
- vi) 議長は、いかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、投票権を持たないオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。
- vii) 事務局は常設委員会の会合の開催日時および場所を全締約国に通知する。
- c) 常設委員会の委員に対する旅費支給に関する原

則

- i) 事務局は、先進国の代表以外の各地域委員を代表する 1 人が常設委員会の各定期会議（締約国会議に伴う会議を除く）に出席するために、要請があれば、妥当な額で正当と認められる旅費を支払うよう予算の中で準備する。
- ii) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
- iii) 常設委員会議長は締約国会議、常設委員会または事務局を代表して行った旅行の妥当で正当と認められる旅費全額について払い戻しを受けることができる。
- iv) 旅費の支給を受ける地域委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後から 30 日以内に事務局に提出されなければならない。

常設委員会の地域代表の任務に関して次のとおりに決議する。

- a) 地域代表は彼らの地域の締約国並びに事務局と流動的かつ永続的な連絡を維持する。
- b) 常設委員会の会合に先立ち、代表は彼らの地域の締約国に議題を伝え、できればそれらの国々または地域に特に関連性を持つ事柄に関して意見を求める。また、会合の結果も報告する。締約国会議と会議の間に、少なくとも 2 回の地域会合を開き、その内 1 回の会合では、次回締約国会議に提出される提案を特に取り上げる。これらの会合は地域代表が招集する。
- c) 地域代表は締約国会議の会合中に開かれる地域会議で、彼らの活動、率先的計画、実績について詳しく報告する。締約国はこれらの報告に対して意見を表明することができ、それらは議事録に盛り込まれる。

付記 2 締約国会議の動物委員会並びに植物委員会の設置

動植物の取引および管理に関する生物学的データと専門知識の不足に関し、締約国会議並びに個々の締約国が直面する多くの問題を了解し、

ある種が CITES 附属書に適切に掲げられているかどうかを評価する有効な手法として、その種の生物学上並びに取引上の状態の定期的再検討が必要であること

を認識し、

かなりの水準で国際取引があり、かつ、そのような水準の取引に対してその種が耐え得るかどうかについての科学的情報が、当条約第 4 条 3 項の要件を満たすほど十分には存在しない附属書 II 掲載種を識別する必要性を認識し、

世界の中でもアフリカ、アジア、中南米において生物多様性が高く、条約附属書に掲げる動植物の半数以上がそれらの地域に生息することを認識し、

北米地域の締約国がわずか3カ国であるのに対し、アフリカには40カ国以上、中南米カリブ諸国には25カ国以上、アジアには20カ国以上の締約国が存在し、それに加え、アジアは西のイスラエルから東の日本にまで及ぶことを意識し、

条約附属書で使われている学名命名法を標準化することが、締約国にとりきわめて有用であることを認識し、締約国会議特別分科会で採択された勧告 Conf. S.S.1.7 (ジュネーブ、1977年)で、附属書に使われる学名命名法の標準化の必要性が認識されたことを想起し、

そのような生物学的学名命名法が流動的であることに留意し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議動物委員会並びに植物委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、動物委員会並びに植物委員会は次のことを行う。

- a) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、附属書に掲げる動植物種の国際取引に関連するすべての事柄に関して科学的な助言並びに指導を提供し、それには附属書改定案も含まれる。
- b) 以下の作業を実施することにより、学名命名法の問題と取り組む。
 - i) 条約附属書に掲げる全種に関し、亜種または植物品種の水準まで、同義名も含め、動植物分類群の標準化した学名参考文献を作成するか、または適宜、既存の学名参考文献の採択を提案する。
 - ii) ある分類群に関する新規または更新された参考文献（またはその一部）を受け入れるにあたり、下記の手続きに従った後、これをその分類群の標準参考文献として採択するよう締約国会議に提示する。
 - iii) 動植物名並びに同義名の標準参考文献一覧表を作成する上での最優先項目を次のとおり定める。
 - A. 種の水準で附属書に掲げる動植物の種名
 - B. 属または科の水準で附属書に掲げる動植物の属名
 - C. 科の水準で附属書に掲げる動植物の科名

- iv) 動物学並びに植物学上の学名の正しい使用に関し、既存の附属書を再検討する。
 - v) 要請があれば、附属書改正提案に関係する学名命名問題に関し、締約国に対して助言を行う。
 - vi) 事務局から要請があれば、種その他の当該分類群について正しい名称が使われているようにするため附属書改正提案を再検討する。
 - vii) 締約国によって提案された学名変更が、その分類群の保護の適用範囲を変えないことを確保する。
 - viii) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、学名に関する勧告を行う。
- c) 識別マニュアルに関する決議およびそれに関連する決定の実施について事務局を補助し、事務局から要請があれば、識別について起こりうる問題に関して附属書改正提案を検討する。
 - d) 科学当局を補助し、実施能力強化に使用する研修教材に関して科学的助言を提供するための作業計画の実施に関し、事務局と協力する。
 - e) 当条約掲載種の専門家である各地域の植物学者および動物学者を掲載した地域ごとの名簿を作成する。
 - f) 次のことを行うために、取引による実質的な影響を受けるとみなされている附属書IIの分類群の一覧表を作成し、それらの分類群に関し、以下の事項について原産国からの意見を含む、入手可能なすべての生物学上並びに取引上の情報を検討し、査定する。
 - i) 取引がそれらの個体群に対して実質的な悪影響を及ぼしていないと結論するに足る十分な情報が存在するすべての種を除外すること。
 - ii) 取引が悪影響を及ぼしていると確信できる種のための修正策に関する勧告の実施。
 - iii) 取引水準が有害であるかどうかの判断基準として入手可能な情報が不足している種に関し、情報収集のためのプロジェクト優先課題を定めること。
 - g) 取引量の変化を示す証拠があるか、または再検討の必要性を示す特定情報が得られた種に関する情報を査定する。
 - h) 次の方法により、CITES 附属書に掲げる動植物種の定期的再検討を実施する。
 - i) これらの種の生物学上並びに取引上の状態を再検討するための日程を確定する。
 - ii) 取引される種の生物学的状態に関する問題もし

くは潜在的問題を特定する。

- iii) 特定種を再検討する必要性に関して締約国と協議した後、原産国と直接協力して種を選抜し、再検討においてそれらの国々の支援を求める。
- iv) その再検討の結果として、寄託政府を通じ、締約国会議で検討する改正案を準備し、提出する。
- i) 原産国から支援要求があれば、それらの国に管理の技術および手順に関する助言を与える。
- j) 動植物に関連する科学的事柄に関し、締約国会議で検討される決議を起草する。
- k) 締約国会議または常設委員会が動物委員会並びに植物委員会に委託するその他の機能を実施する。
- l) 締約国会議と会議の間に遂行または監督した活動に関し、締約国会議および要請があれば常設委員会に報告する。

動物並びに植物委員会に指示を与えるにあたり、締約国会議は作業の性質がそれらの委員会の委任事項の範囲内であるかどうか、また、それらの委員会にそのような作業を引き受ける時間と人員があるかどうかに細心の注意を払うことに合意する。

次のとおりに決定する。

- a) 動物委員会並びに植物委員会の委員は次のとおりに構成される。
 - i) 北米およびオセアニアで構成される主要地域各々から 1 名を選出。
 - ii) アフリカ、アジア、中南米とカリブ海諸国、ヨーロッパで構成される主要地域各々から各々 2 名を選出。かつ
 - iii) 締約国が指名する動物の学名に関する専門家（動物委員会）並びに植物の学名に関する専門家（植物委員会）。彼らは職権上の地位を持ち、投票権を持たない。
- b) a) の i) または ii) に記載された委員の代理委員として選ばれた者はそれぞれ、その者が代理する委員が欠席した場合にのみ会合で地域委員としてその地域を代表する。
- c) 委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その次後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- d) どの締約国もオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
- e) 議長並びに副議長は委員会によって選出される。議長の地域代表としての役割は後継者が引き継

ぐ。会合でその後継者が欠席の場合、議長は暫定的に、その地域の地域代表を務める。

- f) 議長はいかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、オブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。

動物並びに植物委員会の地域選出委員並びに彼らの代理委員の任務は以下のとおりであることを決議する。

- a) 各委員は能力の及ぶ範囲で、可能な限り公平に行動し、入手可能な証拠の客観的で科学的な評価に基づき判断と意見を下すよう努める。
- b) 各委員は委員会の会合の間に行うべき作業に関し、代理委員と協力する。
- c) 各委員はその地域内の締約国と定期的に連絡をとる。
- d) ある地域に複数の代表がいる場合、代表は各人がどの締約国を代表するかについても合意する。それらの国々における窓口となる人物を特定する。その地域の非締約国との窓口も設ける。
- e) 各委員は、事務局および地域または小地域レベルでの他の組織が開催するセミナーまたは関連する会合への参加などの仕組みを通じ、委員会の役割および機能、その権限、自分の地域に関係する問題についての意識を高める。
- f) 委員会の会合に先立ち、委員は議題、特に地域内の国々に関係する事柄に関し、自分の地域の締約国と相談する。
- g) 委員会の各会合で、委員は先立つ期間に関する報告書を提出する。
- h) 委員は自分の地域の締約国に、委員会の各会合の結果について報告する。
- i) 委員は委員会の次の会合に出席しない場合、十分な時間的余裕を見て、代理にその旨を伝えなければならない。
- j) 委員はその地域内の活動に関するすべての関連情報を後任者に提供する。

さらに、動物並びに植物委員会の動物並びに植物の学名の専門家は、締約国により委ねられた責任を果たすため、必要な専門家からの意見を調整、監視、分析することを決議する。

さらに、植物委員会または動物委員会の委員に対する旅費支給に関する次の原則を決定する。

- a) 締約国会議の会期間に開かれる当該委員会の 2 回までの会合に出席するために、事務局は要請があれば地域委員の妥当で正当と認められる旅費を支給できるよう予算の中で備える。

- b) 事務局は、委員会の委員長が、常設委員会の会合および締約国会議が委員長に出席するよう指示する他の会合に参加するための備えもする。
- c) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
- d) 旅費の支給を受ける委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付

けが必要とされ、旅行後 30 日以内に事務局に提出されなければならない。

締約国および地域に対し、委員会の代表者を支援するために、長期的な持続可能な資金提供機構を利用するか、または整備するよう促す。

事務局に対し、可能な限りの範囲内で、委員会が準備する刊行物の制作費として、外部の資金源から資金を提供するよう命じる。 ■